

別表1

学会・大会等に係る対象事業、助成要件、対象経費及び助成金額等

対象事業	助成金額等		
学会・大会・会議・セミナー・シンポジウム等で次に掲げる要件をすべて満たすもの (別表4に定める企業研修等事業に当てはまるものは除く)	県外参加者の 高知県内延べ宿泊数	助成金額 (千円未満切り捨て)	
助成要件	50泊～99泊	泊数×600円	
<p>① 高知県内で開催される四国大会以上の規模で、県外参加者の延べ宿泊数の証明が50泊以上のもの。ただし、以下アからウの場合は所定の助成金額の50%の額とする。ただし県外参加者の延べ宿泊数の証明が、2,000泊を超える場合は所定の助成額とする。</p> <p>ア 四国大会 イ 中四国大会で持ちまわり開催されるもの ウ 過去5年間に3回以上の助成を受けるなど、定例行事として県内開催が定着していると協会が認めるもの</p> <p>② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除する。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とする。</p> <p>③ 各種学校の同窓会、記念行事等は助成対象外とする。</p> <p>④ 興業及び営利を目的としないもの。</p> <p>⑤ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの。</p> <p>⑥ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの。</p> <p>⑦ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること。</p>	100泊～199泊	泊数×700円	
	200泊～299泊	泊数×800円	
	300泊～499泊	泊数×900円	
	500泊～999泊	泊数×1,000円	
	1,000泊以上	1,000,000円	
	1,500泊以上	1,500,000円	
	2,000泊以上	2,000,000円	
対象経費	閑散期加算 開催期間が12/1～2/28で 平日(月～木)宿泊を含む場合	50,000円	
コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの	国際会議加算 参加者50名以上で、日本を含む3カ国以上の参加がある 国際会議の場合	国外からの参加者 1名につき5,000円 助成限度額:500,000円	
県外参加者の延べ宿泊数の証明			
<p>県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3—3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3—4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとする。ただし、会期が1日の場合は、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3—3号様式)」による証明に限るものとする。</p>			
<p>① 県外参加者名簿(*1)による延べ宿泊数の証明については、次の係数を県外参加者数に乗じて算出するものとする。なお、小数点以下は切捨てとする。</p>			
規模	前日泊	期間中泊 (1泊以上の場合)	最終日泊
国際・全国	0.5	0.7	0.3
西日本			
中四国			
四国	/	/	/
<p>前日泊…初日が12:00より前に開始される場合 (12:00に開始するものは含まない) 最終日泊…12:00を過ぎて終了する場合 (12:00に終了するものは含まない)</p>			
<p>*1: 県外参加者名簿の必須項目は、⑦氏名、⑧所属先、⑨所属先が所在する都道府県名とする。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載するものとする。</p>			
<p>② エクスカーション等、学会・大会等に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1人につき1泊の換算とする。その場合、①の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外する。</p>			

展示会・見本市等に係る対象事業、助成要件、対象経費及び助成金額等

対象事業	助成金額等	
展示会、見本市で次に掲げる要件をすべて満たすもの	県外参加者の 高知県内延べ宿泊数	助成金額
助成要件	1,500 泊以上	1,000,000 円
① 高知県内で開催される中四国大会以上の規模で、県外参加者の延べ宿泊数の証明が1,500泊以上のもの。 ② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除する。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とする。 ③ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの。 ④ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの。 ⑤ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること。		
対象経費		
コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの		

県外参加者の延べ宿泊数の証明

県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとする。ただし、会期が1日の場合は、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による証明に限るものとする。

- ① 県外参加者名簿(*1)による延べ宿泊数の証明については、次の係数を県外参加者数に乗じて算出するものとする。なお、小数点以下は切捨てとする。

規模	前日泊	期間中泊 (1泊以上の場合)	最終日泊
国際・全国	0.5	0.7	0.3
西日本			
中四国			

前日泊…初日が12:00より前に開始される場合
(12:00に開始するものは含まない)
最終日泊…12:00を過ぎて終了する場合
(12:00に終了するものは含まない)

*1: 県外参加者名簿の必須項目は、㉞氏名、㉟所属先、㊱所属先が所在する都道府県名とする。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載するものとする。

- ② エクスカーション等、展示会・見本市等に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1人につき1泊の換算とする。その場合、①の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外する。

文化・スポーツイベント等事業に係る対象事業、助成要件、対象経費及び助成金額等

対象事業	助成金額等		
文化・スポーツイベント、講習会で次に掲げる要件をすべて満たすもの	県外参加者の 高知県内 延べ宿泊数	人数単価	助成金額 (千円未満切り捨て)
<p align="center">助成要件</p> <p>① 高知県内で開催される中四国大会以上の規模で、県外参加者の延べ宿泊数の証明(*1)が100泊以上のもの。ただし、以下アまたはイの場合は所定の助成金額の50%の額とする。ただし、県外参加者の延べ宿泊数の証明(*1)が、2,000泊を超える場合は所定の助成額とする。</p> <p>ア 中四国大会で持ちまわり開催されるもの イ 過去5年間に3回以上の助成を受けるなど、定例行事として県内開催が定着していると協会が認めるもの</p> <p>また、次の大会については、助成対象から除くこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民体育大会 ・全国高等学校総合体育大会 ・全国障害者スポーツ大会 ・全国中学校体育大会 ・日本スポーツマスターズ ・全国高等学校総合文化祭 ・ねんりんピック(全国健康福祉祭)・国民文化祭 <p>② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除する。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とする。</p> <p>③ 興業及び営利を目的としないもの。</p> <p>④ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの。</p> <p>⑤ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの。</p> <p>⑥ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること。</p>	100泊～	500円 (宿泊日が 6/1～7/20 及び 12/1～1/31 の場合) 700円	県外参加者の高知県内 延べ泊数×人数単価 または 助成対象経費の7/10 のいずれか低い方 助成限度額:500,000円 (ただし、要件①のアまたはイの 場合は250,000円)
<p align="center">対象経費</p> <p>コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの</p>			

県外参加者の延べ宿泊数の証明

県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとする。ただし、会期が1日の場合は、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による証明に限るものとする。

① 県外参加者名簿(*1)による延べ宿泊数の証明については、次の係数を県外参加者数に乗じて算出するものとする。なお、小数点以下は切捨てとする。

規模	前日泊	期間中泊 (1泊以上の場合)	最終日泊
国際・全国	0.5	0.7	0.3
西日本			
中四国			

前日泊…初日が12:00より前に開始される場合
(12:00に開始するものは含まない)
最終日泊…12:00を過ぎて終了する場合
(12:00に終了するものは含まない)

*1: 県外参加者名簿の必須項目は、⑦氏名、④所属先、⑤所属先が所在する都道府県名とする。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載するものとする。

② エクスカーション等、文化・スポーツイベント等に連続する視察ツアーに伴う宿泊については、当該ツアーに参加した県外参加者名簿による延べ宿泊者数の証明を可能とし、1人につき1泊の換算とする。その場合、①の証明の際、エクスカーションに係る宿泊については除外する。

企業研修等事業に係る対象事業、助成要件、対象経費及び助成金額等

対象事業	助成金額等	
企業等(法人を主体とする企業体・団体等)が行う自社又はその関係会社の社員を対象とする研修会・社内会議・報奨旅行・ワーケーション等で次に掲げる要件をすべて満たすもの ※ワーケーションとは、観光地やリゾート地でテレワーク等を行いつつ休暇を過ごす働き方をいう	県外参加者の 高知県内延べ宿泊数	助成金額 (千円未満切り捨て)
助成要件	20泊～	延べ泊数×1,000円 助成限度額:200,000円
① 高知県内で開催されるもので、県外参加者の延べ宿泊数の証明が20泊以上のもの。また1企業について、令和6年度内であれば助成限度額まで複数回の申請を可能とする。 ② 国、県もしくは市町村からの補助金又は負担金等が交付される場合は、その額を対象経費合計額から控除する。ただし、その補助金又は負担金等のうち当該補助要綱等において他の助成事業との重複が認められていない場合は助成対象外とする。 ③ 宗教活動又は政治活動を目的としないもの。 ④ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないもの。 ⑤ コンベンション協会が実施するアンケートに協力すること。	閑散期加算 延べ宿泊数100泊以上で開催期間が12/1～2/28の平日(月～木)宿泊を含む場合	1件 50,000円
対象経費	国際会議加算 参加者50名以上で、日本を含む3ヵ国以上の参加がある国際会議の場合	国外からの参加者数×5,000円 助成限度額:500,000円
コンベンション開催に必要な経費で、高知県内の事業者等に支払われたもの		

県外参加者の延べ宿泊数の証明

県外参加者の延べ宿泊数の証明については、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による場合は、宿泊施設が証明した宿泊数の合計とし、「県外参加者名簿による宿泊人数証明書(第3-4号様式)」の場合は以下の要件のとおりとする。ただし、会期が1日の場合は、「宿泊施設による宿泊人数証明書(第3-3号様式)」による証明に限るものとする。

県外参加者名簿(*1)による延べ宿泊数の証明については、次の係数を県外参加者数に乗じて算出するものとする。なお、小数点以下は切捨てとする。

*1: 県外参加者名簿の必須項目は、㊦氏名、㊧所属先、㊨所属先が所在する都道府県名とする。なお、所属先にあたるものがない場合は、コンベンション参加者の住所を市町村名まで記載するものとする。

参集範囲	期間中泊 (1泊以上の場合)
国際・全国	0.7
西日本	
中四国	

※ワーケーションについては協会及び高知県から取材等の協力依頼を行う場合があります。

ハイブリッド会議開催支援に係る対象事業、助成要件、対象経費及び加算金額等

対象事業	<p>現地とオンラインの両方で参加できるハイブリッド形式で開催される学会、大会、会議、セミナー、シンポジウム等(以下「ハイブリッド会議」という。)で次に掲げる要件をすべて満たすもの。 (別表4に定める企業研修等事業に当てはまるものは除く)</p>
助成要件	<p>① コンベンション開催支援助成金交付要綱(別表1)の助成要件を全て満たしかつ 県外オンライン参加者数が50名以上のもの。 ② 高知県内の会場を借り上げて開催されるもの。 ③ 高知県内の事業者がオンライン配信に係る手配を行うもの。 ④ 当協会が指定する高知県PR動画をオンライン上で表示すること。</p>
対象経費	<p>ハイブリッド会議に必要なオンライン配信に係る費用で、高知県内の事業者等に支払われたもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配信アカウント設定費 (参加者のID・パスワードの作成費用) 2. 映像・通信機材費のリース料 (PC・WEBカメラ・ビデオカメラ・液晶ディスプレイ・分配器・切替器・ランケーブル費用) 3. 音響機材費 (マイクへの配線・オーディオインターフェイス費用) 4. オペレーター費用【人件費】 (当日の映像・通信・音響の設営・運営費用) 5. 光回線工事費 (ネット回線基本工事・配線工事費) 6. 設営・撤去費用 (当日の映像・通信・音響の機材の搬入・設営・撤去費用) 7. その他必要項目と認めるもの (※ただし会場費は除く)
加算金額	<p>助成対象経費の1/2に相当する額(千円未満切り捨て)を上限とする。</p> <p>加算限度額:200,000円</p>

エクスカーションバス助成支援に係る対象事業、助成要件、及び助成金額等

対象事業	<p>大会・学会等の主催者による企画であり、あらかじめホームページまたは大会パンフレット等で参加者に周知され、また大会・学会等の開催に伴うエクスカーションとして運行されるバスで次に掲げる要件をすべて満たすもの。</p> <p>(別表2、別表3、別表4に定める事業に当てはまるものを除く。)</p>
助成要件	<ul style="list-style-type: none">① コンベンション開催支援助成金交付要綱(別表1)の助成要件を全て満たすこと。② 1台に最低15名以上乗車すること(県外・県内参加者どちらでも可)。③ 高知県内の観光地または視察地(施設・企業)等を1か所以上訪問すること。④ 高知県内のバス会社を利用すること。⑤ 送迎や移動のみを目的としたバス利用(シャトルバス)は対象外とします。
助成金額	<p>バス1台当たり 30,000円</p> <p>助成限度額: 150,000円</p>

別表 7

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。